

「三位一体に関する提言」(全国知事会会長私案)
の発表(全国知事会)

本会の梶原会長は、10月7日(火)、「三位一体に関する提言」(全国知事会会長私案)について記者発表を行いました。

記者発表の要旨及び会長私案は次のとおりです。

「三位一体の改革に関する提言」(知事会会長私案)記者会見の概要

1 とき 平成15年10月7日(火)午後4時から5時まで

2 概要(私案説明)

(会長)この度、三位一体改革のうち、国庫補助負担金の関係について会長私案をまとめましたので、発表させていただきます。お手元に会長私案の概要をお配りしておりますが、この度、全都道府県知事にアンケート調査を行い、その結果に基づき私の考えを入れて私案といたしました。

概要の1ページの後半にあります。見直しの対象は、都道府県に対する国庫補助負担金の1兆4千億円です。どの国庫補助負担金を削減するかについては、1ページの下の方にあるように、「義務教育費」や「災害復旧関係を除く公共事業」というように、削減対象を広範に考えました。総額9～10兆円の国庫補助負担金を廃止し、2ページのとおり、その裏付けとして、総額8～9兆円の財源を地方へ移譲していただく。

移譲すべき財源は、税源の移譲、特に基幹税の移譲によるべきと言う方針を出しております。財源措置の考え方は、義務的なものは10割、その他は8割を少なくとも財源措置すべきと考えております。このような措置を講じると、国においては、7千億円～1兆円の予算削減効果があり、小泉内閣が目標としている国のプライマリーバランスの改善に寄与すると考えます。

税源配分の見直しについては、所得税から住民税へ3兆円、消費税から地方消費税を現在地方へ来ている1%を3%とすることによって5兆円。それから今回は道路事業も廃止の対象としておりますので、当然道路特定財源の揮発油税と自動的に連動しますので、その部分で1兆円の税源移譲が必要であると考えます。

地方交付税については、財政力格差を是正する交付税は必要ですが、国庫補助負担金の改革と一体で行うべきです。この点については、都道府県内部でも税源移譲によりプラスの大きな団体とマイナスとなる団体も出てきますので、この間のバランスをどうするかということが、私たち自身の大きな問題ですので、これについては方策を検討しております。第2段で、交付税問題をどうするか、市長会、町村会の意見を聞きながら、できれば共通の意見として、交付税問題についてのわれわれの考え方を打ち出したい。

次に、我々は地域住民の生活を代弁する立場にあり、そのような立場から国の方で地方に対する税源、財源移譲が不十分であれば、行政コストの削減、努力をしても限界があり、結局、住民生活に悪影響を及ぼすということになります。したがって、これからさまざまな案がでる度に、地域住民、つまり、国民の生活にどのような影響が出るのか検証しながら取り組んでいきたいと考えています。また、我々自治体側も、国・地方財政を包括する国家財政が危機的状況にあるという現状認識を踏まえながら、国家財政の再建に協力しなければならない。国家財政なくして自治体財政もないわけですので、基本は国家財政再建に協力するという姿勢は堅持しながら、地域住民、国民生活への悪影響を防止するというを基本としていきたい。

自治体の側も、一生懸命改革を行い、職員定数の削減やその他契約方法の改善、アウトソーシング、民間活力の活用等により、行政コスト削減のための努力をしております。しかし、努力していないところもあり、我々自治体の側も一致して、これからさらに行政コストの削減に努力していくということも、併せて強力に進めていかなければならないと考えます。

そして、1 ページの前段に戻りますが、「税源なくして削減なし」として、補助負担金の廃止と表裏一体の税源財源の移譲を求めています。その前提となる理念、哲学が必要でして、我々は理念なき改革は国を滅ぼすといっておりますが、やはり、基本的な理念、哲学が先行しなくてはならない。そしてこれが三位一体改革の地方分権改革の前提として、1 つは財政民主主義、特に納税者の目が届くところで税金は使っていただく。つまり、納税者に近いところで行政サービスが行われなければならないと考えます。納税者本意の改革であるということ、今後明確に主張していきたいと考えております。

それから、そのような納税者本意の改革と同時に、住民の責任意識の覚醒といえますか、自己責任に目覚める。税源財源を託されることにより、自治体、ひいては地域住民の意識が変わる。これにより、日本の地方自治が大きく進むと考えており、現在、議会制民主主義というものが日本の場合先行しておりますが、これと一体となって、車の両輪の片方の車輪を受け持つべき地方自治がまだ発展途上国型で、先進諸国に例がないような中央集権となっている。その結果、地方自治が育っていないということで、民主主義の根っことなるべきところが、過度の中央集権により根づいていない。言うなれば、根っこの弱い民主主義の木が、少し風が吹けばぐらぐらしてしまうという状態ではないか。そこで私案には書いておりませんが、日本地方自治憲章というものを作成しようとしております。ヨーロッパ地方自治憲章では、近接の原理、補完の原理というのが基本的な精神となっており、住民になるべく近いところで行政サービス

を行うということになっております。そのような、世界標準、国際標準の民主主義に日本もしなければならぬ、後進国型の民主主義という現状から脱却しなければならぬ。そのためには根っこである地方自治を強化しなければならぬ。

ヨーロッパは、ナチス・ドイツにおいてファシズム、全体主義に大きく振れて、非常に苦い経験をしている。このような歴史の記憶に基づいて、ヨーロッパ地方自治憲章を策定しました。そのような歴史的な経緯を考えると、日本もなんとなく付和雷同の状況で、極めて危険な状況です。戦前も政党政治が墮落し、軍部が台頭して第二次世界大戦に突入しました。そのようなことがないよう、根っこのしっかりとした民主主義を確立しなければならぬ。このような理念、哲学をもって喫緊の課題である三位一体改革に臨みたいと考えております。

「三位一体の改革に関する提言」(全国知事会会長私案)の概要

税源移譲をはじめとする三位一体の改革が、単に国対地方自治体の問題ではなく、より住民に身近なところで政策決定、税金の使途決定が行われ、住民の意向に沿った政治行政を行うことを可能とし、また、住民の責任意識の醸成、成熟した民主主義の土台となる真の地方自治の確立に資する緊急かつ重要な国民的課題としての地方分権改革であることを踏まえ、あくまでも住民の生活を守る立場から、積極的に提言していくこととしたものである。

三位一体の改革は、地域住民の生活を守るという大前提のもと、住民本位で進められなければならない。したがって、改革によって住民生活に悪影響が出ないように、「税源なくして削減なし」を基本として、国庫補助負担金の廃止と税源移譲は一体的に行われるべきである。

さらに、この改革は、納税者の目が届く財政民主主義を実現し、納税者の納得のもと、国・地方を通じた財政再建を進め、プライマリー・バランスの回復にもつながるものであること、すなわち納税者本位の改革であることを忘れてはならない。

全国知事会の総意としての提言案は、現在、精力的にとりまとめを行っているところであるが、本課題の重要性、緊急性に鑑み、全国知事会における現段階での国庫補助負担金の廃止に関するとりまとめ内容を踏まえつつ、全国知事会会長の私案として、次のとおり提言をまとめ、公表することとしたものである。

1 国庫補助負担金の見直し

(1) 見直しの対象

平成15年度の都道府県の普通会計予算に計上された国庫補助負担金を対象とした。

その結果、見直しの対象となる国庫補助負担金の総額は、全体で11兆4千億円(国予算ベース)となった。

(2) 見直しの考え方

地方分権の理念に沿って、国の関与を廃止・縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方公共団体の自由度を高めることを目指した。このため、概ね次のようなものを除き、原則として国庫補助負担金を廃止し、必要な縮減を行った上で、税源移譲により必要な財源が確保されるべきであるということを基本に、見直しを行ったものである。

特定地域に交付されるべきもので、税源移譲になじまないもの
特定地域における臨時巨額の財政負担を要するもの
本来的に国で実施すべきもの

(3) 見直しの結果(調査結果試算は別紙のとおり)

- ・国庫補助負担金を廃止し、当該事業を地方が引き続き実施すべきもの

総額9兆～10兆円の国庫補助負担金を廃止すべきである。

主な廃止すべき国庫補助負担金 義務教育費国庫負担金
災害復旧関係を除く公共事業関係

- ・地方への税源移譲額
 (総額 8 兆 ~ 9 兆円を地方に税源移譲すべきである。
 廃止すべき国庫補助金のうち地方が実施すべき事業に係るものについては、義務的なものは 10 割、その他は 8 割の財源措置が必要として試算 (義務的なものの比率を調査結果の概要を踏まえつつ概ね 5 ~ 6 割程度と想定) し、税源移譲が必要な額を算出した。
- ・この見直しの結果、国でも 7 千億 ~ 1 兆円程度の予算削減になる。

2 税源移譲を含む税源配分の見直し

税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた個人住民税及び地方消費税の基幹税への税源移譲による。

地方へ移譲されるべき税目と税額

所得税から住民税へ	個人住民税を 10% 比例税率化	移譲額 3 兆円程度
消費税から地方消費税へ	地方消費税を 2% 引き上げ	移譲額 5 兆円程度
揮発油税 (2 兆 8 千億円) の一部を地方譲与税化		移譲額 1 兆円程度

税源移譲必要額に幅があり、また、市町村へ直接交付される補助負担金の取り扱いが明確になっていないことから、当面、まず、基幹税である所得税、消費税からの移譲を行い、今後の三位一体改革の進捗状況に応じ、揮発油税等からの更なる税源移譲、さらには、個人住民税の比例税率のアップ等の方策を検討

3 地方交付税について

地方交付税の見直しは、国庫補助負担金、税源配分の見直しと一体、いわゆる「三位一体」で行われるべきものである。

税源移譲等による地方税財源の充実確保が行われても、税源が遍在することから、地方公共団体間の財政力格差を是正する地方交付税制度は必要である。

4 財源措置が十分に行われない場合の国民生活への影響

国庫補助負担金の廃止に伴う税源移譲が仮に十分に行われなかった場合には、住民サービスの低下等、住民生活に直結する影響が生じることとなることから、税源移譲については必要十分な額が確保されるべきである。このことを明らかにするため、国民生活への影響の更なる検証を行う必要がある。

5 おわりに

国庫補助負担金の廃止・縮減のみが先行して実施され、税源移譲等の見直しが先送りされるようなことは、絶対にあってはならず、三位一体で行われるべきである。

今後、全国知事会としては、関係団体とも協議し、三位一体改革に当たって、建設的な提言を取りまとめるよう最大限の努力をして参る所存である。

政府においては、税源移譲の具体案を早急に示し、地方六団体と議論しつつ三位一体改革の早期実現に全力を尽くされることを強く期待する。

(別紙)

国庫補助負担金の廃止に関する調査結果

3分の2以上の団体が廃止と回答したもの

【廃止すべき国庫補助負担金】

区 分	国庫補助負担金額 (単位：億円)		割合(%)	件数		割合(%)
	全体	廃止		全体	廃止	
社会保障	34,677	15,936	46.0	74	61	82.4
教育・文化	30,289	30,249	99.9	33	32	97.0
公共事業	40,903	40,130	98.1	96	93	96.9
産業振興	6,862	5,565	81.1	96	86	89.6
治安・その他	587	3	0.4	4	1	25.0
災害復旧	406	0	0.0	7	0	0.0
合 計	113,724	91,882	80.8	310	273	88.1

【存続すべき国庫補助負担金】

特定地域に交付されるべきもので、税源移譲になじまないもの

電源立地特別交付金等電源三法関係

特定地域における臨時巨額の財政負担を要するもの

河川等災害復旧事業費補助等災害復旧関係

本来的に国で実施すべきもの

原爆被爆者介護手当等国庫負担金

上記の他、更に検討を要するもの

生活保護費負担金 等

「三位一体の改革に関する提言」 (全国知事会会長私案)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においては、「三位一体の改革」に関して目標の大枠を設定するとともに、国庫補助負担金の廃止に伴う税源移譲について、基幹税の充実を基本に行うことなど、改革の道筋を示した。これは、国と地方の改革の出発点であり、その着実な推進を図る必要がある。しかしながら、その具体的な方向は、平成16年度以降の予算編成及び税制改正に委ねられたところであり、政府において、改革初年度となる平成16年度に、改革の目標に沿って、基幹税への税源移譲を含む具体的な方向を明確に示す必要がある。

全国知事会は、去る7月17日に開催された全国知事会議において、三位一体の改革について活発な議論を行い、本会として廃止すべき国庫補助負担金、移譲すべき税源等を具体的に政府等に提案していくべきであるということについて、意見の一致をみた。

税源移譲をはじめとする三位一体の改革が、単に国対地方自治体の問題ではなく、より住民に身近なところで政策決定、税金の使途決定が行われ、住民の意向に沿った政治行政を行うことを可能とし、また、住民の責任意識の醸成、成熟した民主主義の土台となる真の地方自治の確立に資する緊急かつ重要な国民的課題としての地方分権改革であることを踏まえ、あくまでも住民の生活を守る立場から、積極的に提言していくこととしたものである。

なお、三位一体改革の推進にあたっては、次のことを再確認しておきたい。

我々は選挙で選ばれた知事として、地域住民の生活を守るという使命を有するものであり、この改革は、その使命を達成するべく、何よりもまず住民本位で進められなければならない。

したがって、改革によって住民生活に悪影響が出ないように、「税源なくして削減なし」を基本として、国庫補助負担金の廃止と税源移譲は一体的に行われるべきである。

さらに、この改革は、納税者の目が届く財政民主主義を実現し、納税者の納得のもと、国・地方を通じた財政再建を進め、ひいてはプライマリー・バランスの回復にもつながるものであること、すなわち納税者本位の改革であることを忘れてはならない。

全国知事会の総意としての提言案は、現在、精力的にとりまとめを行っているところであるが、本課題の重要性、緊急性に鑑み、全国知事会における現段階での国庫補助負担金の廃止に関するとりまとめ内容を踏まえつつ、全国知事会会長の私案として、次のとおり提言をまとめ、公表することとしたものである。

平成15年10月7日

全国知事会

会長 岐阜県知事 梶原 拓

1 国庫補助負担金の見直し

自主・自立的な行財政運営ができる真の地方分権を確立するための国庫補助負担金の見直しの基本的方針は、次のとおりである。

(1) 見直しの対象

見直しの対象は、平成15年度の都道府県の普通会計予算に計上された国庫補助負担金とし、国から直接市町村に支出されるものは除いた。

なお、地方財政法第10条の4に規定する国庫委託金は対象としていない。

その結果、見直しの対象となる国庫補助負担金の総額は、全体で1兆4千億円（国予算ベース）となった。

(2) 見直しにあたっての基本的な考え方

地方分権の理念に沿って、国の関与を廃止・縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方公共団体の自由度を高めることを目指した。

このため、概ね次のようなものを除き、原則として国庫補助負担金を廃止し、必要な縮減を行った上で、税源移譲により必要な財源が確保されるべきであるということを基本に、見直しを行ったものである。

特定地域に交付されるべきもので、税源移譲になじまないもの
特定地域における臨時巨額の財政負担を要するもの
本来的に国で実施すべきもの

(3) 見直しの結果（調査結果試算は別紙のとおり）

- ・国庫補助負担金を廃止し、当該事業を地方が引き続き実施すべきもの

（総額9兆～10兆円の国庫補助負担金を廃止すべきである。

主な廃止すべき国庫補助負担金 義務教育費国庫負担金
災害復旧関係を除く公共事業関係

なお、廃止すべき補助負担金については、16～18年度のうち、可能な限り前倒し（16年度が基本）して、税源移譲の上、廃止すべきである。

- ・地方への税源移譲額

（総額8兆～9兆円を地方に税源移譲すべきである。

廃止すべき国庫補助負担金のうち地方が実施すべき事業に係るものについては、義務的なものは10割、その他は8割の財源措置が必要として試算（義務的なものの比率を調査結果の概要を踏まえた概ね5～6割程度と想定）し、税源移譲が必要な額を算出した。個々の補助負担金が義務的なものか否か、義務的でないとどの程度縮減できるかは、今後、精査していくこととする。

- ・国、地方を通じた財政削減効果

こうした見直しの結果、国においても7千億～1兆円程度の予算の削

減になるほか、本来住民に身近なところで実施されるべき事務から開放され、国庫補助負担金事務の縮減、簡素効率化が図られることとなり、国政のスリム化、国家財政に果たす効果も大きいことに注目すべきである。

また、地方の自主的、自立的な判断により政策、事務事業を行うことにより、従来为全国一律の基準、画一的な取り扱い及び縦割りの発想による非効率な配分により生じていた無駄が発生しなくなり、自己責任の原則による政策判断を行うこととなることから、地方自治体における行財政改革の推進、経費の削減にもつながる。もとより、地方自治体においても、かかる観点から削減努力を行うべきことは当然である。

2 税源移譲を含む税源配分の見直し

「基本方針2003」では、廃止する国庫補助負担金の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、基幹税の充実を基本に税源移譲することとされている。

全国知事会としては、税源移譲に当たっては、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備え、課税標準、納税義務者が共通する所得税及び消費税から、それぞれ個人住民税及び地方消費税の基幹税への税源移譲による抜本的な税源配分の見直しを行うなどにより、地方税財源の充実強化を図ることを基本とすべきであると考えている。

また、税源移譲を求める前に課税自主権の活用を図るべきであるとの意見があるが、地方自ら財源確保を図ることは、行政目的と財源負担の在り方が明確となり、住民の意識を高め、自治体運営への積極的な参加の契機となり得るのであり、幅広く検討することは、地方分権の観点からは望ましいことである。しかし、既に主要な税源は法定化されており、また、租税負担率の水準等への配慮等をすると、国と地方の税源配分の見直しに見合う規模の財源を課税自主権の活用によって、生み出すことは不可能であり、地方税源の充実確保を図るためには、基本的には、国と地方の税源配分の見直しによって法定税を充実すべきであると考えている。

なお、税源移譲が行われても、税源の偏在による財政力格差が拡大することから、財政力格差の拡大に対応した財源均てん化の方策について、総合的に検討していく必要がある。

また、都道府県と市町村との間での税財源配分の在り方及び都道府県を經由して市町村に交付される国庫補助負担金の廃止に伴う市町村への財源移譲（税源移譲の配分、地方交付税による措置）については、地方六団体間で協議、調整するが、その際には、近接及び補完の原理に基づき、市町村の財政運営に支障のないよう、市町村に重点をおいて措置されるべきものと考えている。

地方へ移譲されるべき税目と税額

所得税から住民税へ	個人住民税を10%比例税率化	移譲額3兆円程度
消費税から地方消費税へ	地方消費税を2%引き上げ	移譲額5兆円程度
揮発油税（2兆8千億円）の一部を地方譲与税化		移譲額1兆円程度

現段階では、税源移譲必要額に幅があること、また、市町村へ直接交付される補助負担金の取り扱いが明確になっていないことから、税源移譲に関しては、当面、まず、基幹税である所得税、消費税からの移譲を行うこととし、今後の三位一体改革の進捗状況に応じ、揮発油税等からの更なる税源移譲、さらには、個人住民税の比例税率のアップ等の方策を検討すべきである。

3 地方交付税について

「基本方針2003」では、地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小し、総額を抑制していくとしているが、地方交付税の見直しは、国庫補助負担金、税源配分の見直しと一体、いわゆる「三位一体」で行われるべきものである。

税源移譲等による地方税財源の充実確保が行われても、税源が偏在することから、地方公共団体間の財政力格差が拡大することは避けられない。このため、地方税と地方交付税を併せた財源確保が図られ、財源調整機能が発揮される必要がある。その上で、地方公共団体に自主的かつ主体的な財政運営を促す仕組みに改善していくことが必要と考える。具体的には、財源保障と財源調整の両機能を適切に発揮しながら、計画的に地方財政規模の抑制を進めていくとともに、地方公共団体の自主的、主体的な財政運営を促す方向で、国の関与の縮小等に応じた算定の簡素化、事業費補正等の見直しなどを今後とも進めることがあるべき改革の姿であると考えられる。

また、地方への税源移譲に伴い、地方交付税の原資となっている国税額（所得税額、消費税額等）が縮小し、地方交付税総額に影響を及ぼすこととなるが、国庫補助負担金の廃止、税源移譲を前提とした地方財政計画の作成を通じ、地方交付税の所要額は確保されるべきである。

4 財源措置が十分に行われなかった場合の住民生活への影響

国庫補助負担金の廃止に伴う税源移譲が仮に十分に行われなかった場合には、住民サービスの低下、住民負担の増加といった、住民生活に直結する影響が生じることとなることから、税源移譲については必要十分な額が確保されるべきである。

もとより、地方自治体においても国家財政再建に協力するものであり、したがって、行政コストの削減には最大限の努力をするものであるが、その限界を超えるような、国による一方的な財源の削減には応じられない。万一、不十分な財源措置しかなされないとすれば、例えば、保育所の待機児童数の増加や義務教育における40人学級の未達成、児童扶養手当や特別障害者手当の支給額の減額や公私立の高校、幼稚園の授業料アップによる家計の負担増など、住民生活に大きな影響を及ぼすことに留意すべきである。

国庫補助負担金の廃止に伴う財源措置が十分になされない場合の住民生活への直接的な影響については、今後更なる精査を行った上で、具体的かつ定量的

に国民に提示していくこととする。

5 国と地方の改革

国庫補助負担金の交付を受けるために、地方公共団体は要望、申請及び完了実績報告に関して、所管省庁との折衝に多大な労働時間・経費を費やしているが、国庫補助負担金を廃止し、一般財源化することによって、職員の労働時間・経費を地方公共団体の本来業務に仕向けることが可能となる。

国庫補助負担金制度においては、国の基準に沿って、事務・事業を実施しなければ、地方公共団体に対して補助負担金が交付されないが、国庫補助負担金を廃止し、一般財源化が行われれば、事務・事業の内容、規模について、地方の自由度が飛躍的に高まり、地方における受益と負担の関係の明確化や国の関与の縮小により地方が自己決定し、自己責任を負う事務・事業の拡大は、住民自治の理念の実現、効果的・効率的な事務・事業の執行をもたらし、住民に身近な行政主体が地域の実情と特性に沿って、地域住民のニーズが高い施策の選択・展開が容易となり、地域住民の地方公共団体に対する満足度が大きく向上することが期待できる。このことは、「地方にできることは、地方に委ねる」という地方分権の推進にも大きく寄与するものである。

国と地方、官と民との明確な役割分担に基づいて、地方の権限と責任を大幅に拡大することは、国にとっては、本来住民に身近ところで実施されるべき事務から開放され、国政のスリム化、簡素効率化が図られることにより「小さな政府」と持続可能な行財政システムとが実現し、本来的な国の事務・事業である外交、防衛及び安全保障、司法、通貨、金融など国際社会の秩序形成と国民社会全体の存立と発展に関わる事務に専念することができ、先進国の一員としてその経済力に相応しい責任をこれまで以上に積極的に果たすことが期待できる。

6 おわりに

三位一体の改革は、文字どおり、地方分権の理念を踏まえ、歳出面で国の関与の廃止・縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面では地方税のウエイトを高めることを基本とすべきである。その際、税源移譲・地方交付税の見直し・国庫補助負担金の廃止縮減等の改革を同時並行して一体のものとして相互にバランスを図りながら進めていくことが重要である。国庫補助負担金の廃止・縮減のみが先行して実施され、税源移譲を含む税源配分の見直しが先送りされるようなことは、絶対にあってはならない。

今後、全国知事会としては、関係団体とも協議し、三位一体改革に当たって、建設的な提言を取りまとめるよう最大限の努力をして参る所存である。

政府においては、税源移譲の具体案を早急に示し、地方六団体と議論しつつ三位一体改革の早期実現に全力を尽くされることを強く期待する。

(別紙)

国庫補助負担金の廃止に関する調査結果

3分の2以上の団体が廃止と回答したもの

【廃止すべき国庫補助負担金】

区 分	国庫補助負担金額 (単位：億円)		割合(%)	件数		割合(%)
	全体	廃止		全体	廃止	
社会保障	34,677	15,936	46.0	74	61	82.4
教育・文化	30,289	30,249	99.9	33	32	97.0
公共事業	40,903	40,130	98.1	96	93	96.9
産業振興	6,862	5,565	81.1	96	86	89.6
治安・その他	587	3	0.4	4	1	25.0
災害復旧	406	0	0.0	7	0	0.0
合 計	113,724	91,882	80.8	310	273	88.1

【存続すべき国庫補助負担金】

特定地域に交付されるべきもので、税源移譲になじまないもの

電源立地特別交付金等電源三法関係

特定地域における臨時巨額の財政負担を要するもの

河川等災害復旧事業費補助等災害復旧関係

本来的に国で実施すべきもの

原爆被爆者介護手当等国庫負担金

上記の他、更に検討を要するもの

生活保護費負担金 等